

# 消費生活かわらばん Vol.10

## 「〇〇ペイで返金します」に注意!



消費生活総合センター  
マスコットキャラクター  
さいたましよこちゃん

ある日のしよこちゃん。  
インターネットで素敵なカーペットを見つけました。

「このカーペットを買おうかな。  
支払いは銀行振込ね。届くのが楽しみだわ。」

10万円を振込みした数日後、申し込み先から  
「在庫がなく、返金します。〇〇ペイで返金します。」  
とメールが届いたので連絡すると・・・。

「登録方法を教えます。言うとおりに入力すれば大丈夫です。」  
と言うので、そのとおりに登録をして、返金  
されるのを待ちました。

～ところが、よく見てみると・・・～

「えっ! 10万円送金したことになるわ!!!」



消費生活総合センター  
マスコットキャラクター  
相談員さん



### ★相談員さんからのアドバイス

ネットショッピングの代金を、銀行振込しているにもかかわらず、返金は決済アプリで行うというのは、極めて不自然です。「〇〇ペイで返金します」と言われたら詐欺を疑い、相手の指示に従ってスマートフォン等を操作することはやめましょう。品物が届かないばかりか、被害を広げることになりますので注意しましょう。

### ●困ったときは一人で悩まず消費生活センターへ!

消費生活総合センター (電話) 048-645-3421 (FAX) 048-643-2247  
浦和消費生活センター (電話) 048-871-0164 (FAX) 048-883-4893  
岩槻消費生活センター (電話) 048-749-6191 (FAX) 048-749-6193